

## 新潟県立新潟高等学校自動販売機設置事業者募集要項

### 1 趣旨

本要項は、新潟県立新潟高等学校校舎内の使用許可を受け、飲料等の自動販売機を設置する事業者の募集及び選定等の手続について定めるものです。

### 2 応募資格

応募者は、次に定めるすべての要件を満たす方とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税または県税を滞納していない者であること。

### 3 販売商品

飲料及び栄養補助食品

### 4 設置場所、台数及び大きさ

新潟市中央区関屋下川原町 2 丁目 635 番地 新潟県立新潟高等学校内

設置場所	台数	自動販売機の大きさ
校舎内 ラウンジ（1 階）	4	幅 1,200mm×奥行 920mm以内
校舎内 体育館棟階段横（1 階）	1	
屋 外 セミナーハウス横	1	
計	6	

### 5 選定業者数

3～6 事業者

原則 1 事業者 1 台の設置としますが、提案内容により 1 事業者最大 2 台まで設置を認めます。

### 6 使用許可期間等

自動販売機の設置は、以下の条件により教育財産の使用許可を受けて行います。

- (1) 使用許可期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 使用許可に係る費用

新潟県行政財産使用料徴収条例の規定により、行政財産使用料及び消費電力量に応じた電気料を徴収します。

(3) その他

上記(2)のほか、自動販売機の設置から撤去までの間に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。

(4) 使用許可申請

選定された事業者は、別途教育財産使用許可申請書を提出して、使用許可を受けなければなりません。

## 7 設置及び維持管理における条件等

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じるとともに、定期的に安全面の確認を行うこと。
- (2) 商品の衛生管理や補充、代金・つり銭管理などを含む自動販売機の維持管理は、すべて設置事業者が責任を持って行うこと。
- (3) 故障等の問合せ先を自動販売機に明記するとともに、故障等の連絡等に対しては速やかかつ誠実に対応すること。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (5) 使用許可期間満了後は、設置事業者の責任において設置場所の原状回復を図ること。  
なお、原状回復に要する費用はすべて設置事業者の負担とすること。

## 8 申込み方法等

(1) 提出書類

- ① 応募申込書
- ② 販売品目一覧（別紙1）
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの。）
- ④ 販売実績一覧（別紙2）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出期限及び方法

令和6年3月13日（水）必着で持参又は郵送で提出してください。

(4) 提出先

〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町2丁目635番地  
新潟県立新潟高等学校 事務室

## 9 設置事業者の選定方法

別紙「選定における主な審査項目」により、提出された応募申込書及び添付書類を審査

の上、設置事業者を選定します。

## 10 結果の通知

選定結果については、令和6年3月20日を目途に応募のあったすべての事業者に対して通知します。

### 本要項に関する問い合わせ先

〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町2丁目635番地  
新潟県立新潟高等学校 事務長 小野  
TEL 025-266-2131 FAX 025-267-7795  
E-mail ono.kazuhito@pref.niigata.lg.jp

別紙

選定における主な審査項目

項目	内容
販売品目	生徒が学校生活の中で摂取する飲料等であることを想定して商品を選定しているか。
	商品の種類は充実しているか。
	販売価格は、市況価格以下であるか。
設置機器	消費電力が少ない機器であるか。
	ゾーンクーリング、自動点滅・減光、ヒートポンプなどの消費電力を抑制する機能を有しているか。
	オゾン層破壊の防止や地球温暖化対策としていわゆるノンフロン冷媒を使用しているか。
	キャッシュレス決済への対応状況はどうか。
維持管理	商品の補充の頻度は適切か。
	故障時等の連絡体制はとれているか。
設置実績	県立学校や県施設での設置実績を有しているか。
社会貢献	売上の一部を慈善団体等へ寄付したり、災害時に飲料を提供するなどの社会貢献に取り組んでいるか。
その他	上記以外に事業者が独自に提案する内容で評価できる事項はあるか。